

(参考) 少額訴訟、支払督促の概要について

	少額訴訟（民事訴訟法第 368 条以下）	支払督促（民事訴訟法第 382 条以下）
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭の支払請求で、訴額が 60 万円以内に限られること</li> <li>・原則として、1 回の審理で口頭弁論が終結し、当日に判決の言渡を受けること（何度も裁判所に出頭する必要がない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭の支払請求をする場合に限り、簡易に債務名義を取得できる手続であること</li> <li>・裁判所は、債務者の意見を聞かず、証拠調べもせず、債権者が提出した書面の審査だけで手続を進めること</li> <li>・裁判所書記官名で支払督促を送付すること</li> </ul>
管 轄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被告の住所地の簡易裁判所</li> <li>2 義務履行地の簡易裁判所</li> <li>3 不法行為地の簡易裁判所 等</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者の住所地の簡易裁判所 等</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告が希望（申述）すれば、通常訴訟に移行すること（口頭弁論までに）</li> <li>・判決に不服があっても控訴できないこと（判決書又は調書判決の送達を受けた日から 2 週間以内に異議申立）</li> <li>・被告の資力により、3 年以内の分割払いや支払猶予、損害金免除の判決を裁判所が下す可能性があること</li> <li>・利用回数は、同じ裁判所に年間 10 回までに制限されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者から一定期間内に適法な異議申立があれば、通常訴訟に移行すること（原則として、支払督促受領後、又は仮執行宣言付支払督促受領後いずれも 2 週間以内）</li> <li>・債務者が支払督促を受け取った日から 2 週間以内に異議の申立てをしないときは、債権者は仮執行宣言の申立てをすることができること</li> <li>・債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができるときから 30 日以内に、その申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失うこと</li> </ul>
流 れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告訴状提出</li> <li>2 被告へ訴状、口頭弁論期日呼出状等送付、原告へ期日の通知</li> <li>3 被告の答弁書の提出</li> <li>4 証拠書類、証人の準備</li> <li>5 口頭弁論・証拠調べ・判決（審理原則 1 回で終了）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申立人支払督促申立書提出</li> <li>2 申立書の受理・審査</li> <li>3 支払督促発付</li> <li>4 申立人仮執行宣言申立書提出</li> <li>5 申立書の受理・審査</li> <li>6 仮執行宣言発付（発付後、2 週間で確定）</li> </ol>